

新型コロナウイルス感染症関連の給付金や助成金には 所得の申告が必要なものがあります

作成：政策調整課感染症対策総合調整担当 ☎(20)3000、FAX(21)5120

課税対象となるもの 課税対象として、申告が必要になる場合があります。

- ・令和2年1月1日から12月31日までの所得については、令和3年2月中旬から確定申告の受付が始まります。
- ・事業所得に該当するものは、給付金等の額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。
- ・一時所得に該当するものは、他の一時所得とされる金額との合計が50万円を超えない限り、課税対象になりません。
- ・一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告不要とされています。ただし、市・県民税の申告が必要になる場合がありますので、詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

▶ 子育て世帯向け

国の臨時特別給付金への加算や市独自で支給したもの

一時所得

- ・子育て世帯への臨時特別給付金等（佐野市独自の加算分、対象児童1人1万円の給付）
- ・【佐野市】赤ちゃん応援給付金（対象児童1人5万円の給付）

▶ 事業者向け

事業継続のための給付金

事業所得

- ・持続化給付金（売上減少50%以上を対象に給付、給付上限100万円～200万円）
- ・【佐野市】新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金
（国の持続化給付金に加算、補助上限10万円～20万円）

雇用の維持や賃金手当の助成など

事業所得

- ・雇用調整助成金（日額15,000円の休業手当費用を助成）
- ・小学校休業等対応助成金
（事業者向け、日額8,330円～15,000円の助成）
- ・小学校休業等対応支援金
（委託を受けて仕事をする個人向け、日額4,100円～7,500円の助成）

販路開拓、業態変更に伴う設備投資の補助など

事業所得

- ・小規模事業者持続化補助金（販路開拓などの補助、補助上限50万円～100万円）
- ・栃木県地域企業再起支援事業費補助金（販路開拓などの補助、補助上限1,000万円）
- ・【佐野市】新業態開拓支援補助金（小規模事業者持続化補助金などに加算、補助上限30万円）
- ・【佐野市】新しい働き方環境整備費補助金（サテライトオフィスなど開設支援、補助上限100万円）



- ・【佐野市】事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金
(生活必需品の対面販売事業所の感染予防経費補助、補助上限5万円～10万円)
- ・【佐野市】新しい生活様式定着支援補助金
(生活必需品以外の事業所の感染予防経費補助、補助上限2万円～5万円)
- ・【佐野市】感染症対策を講じたPRイベント事業費補助金(補助上限5万円)
- ・感染拡大防止協力金(県の休業要請への協力金、最大30万円)
- ・融資などの利子補給制度による補助

非課税のもの 課税対象ではないため、申告の必要はありません。

▶ **市民向け**

- ・特別定額給付金(1人10万円の給付)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(休業中の賃金、支給上限1日11,000円)

▶ **子育て世帯向け**

- ・子育て世帯への臨時特別給付金等(国支給分、対象児童1人1万円の給付)
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金等
(対象世帯5万円・第2子以降1人3万円、減収世帯はさらに5万円および市独自の加算分として対象児童1人1万円の給付)

課税関係の生じないもの

▶ **貸付金**

- ・緊急小口資金(生活困難な方へ10万円以内の貸付)
- ・総合支援資金(生活困難な2人以上世帯へ月20万円以内の貸付)
- ・栃木県勤労者生活資金(栃木県内居住の勤労者へ生活資金の貸付)
- ・佐野市緊急景気対策資金(事業者向け、融資限度額500万円) など

市ホームページでは、その他の支援なども一覧にして掲載しています。



＼申告のご相談は、佐野税務署または市民税課へご連絡ください／

- ▶ 確定申告について 佐野税務署 ☎(22)4366
※窓口での相談は事前予約が必要です
- ▶ 市県民税について 市民税課 ☎(20)3008

